

特別顧問会議（第15回） 議事要旨

1. 開催概要

(1) 開催日時 : 2011年6月2日(木) 15:00~17:00

(2) 開催場所 : 国民生活センター東京事務所 5階特別会議室

(3) 出席者 :

〔特別顧問〕

有馬真喜子 顧問、神田敏子 顧問、蔵本一也 顧問、日野正晴 顧問、
室町正志 顧問、堀部政男 顧問、山根香織 顧問

〔国民生活センター〕

野々山理事長、古畑理事、井守理事、山形理事、高橋監事、島崎監事
ほか

(備考) 特別顧問会議は、学識経験を有する7人以内で構成し、センター業務の重要事項について審議を行い、理事長に助言することを目的としている。

2. 質疑応答

※ 表記凡例

「顧 問」… 特別顧問からの質疑又は意見

「国セン」… 国民生活センターの回答等

(1) 国民生活センターの在り方の見直しに係る中間整理について

顧 問：消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの3者の関係、役割を整えることが重要ではないか。国民生活センターをなくしていいのか、多くの疑問の声を聞く。統合が国民生活センターの機能の強化ではなく、機能が半分に低下してしまうのではないか。事業者も、消費者庁と直接交渉等を行うより、国民生活センターが間に入った方がいいと思うのではないか。

顧 問：本当に、国民生活センターが強化されるのか。中間整理をどのように受け止めていいのか悩んでいる。行政や事業者に対して自由に発言ができるのか。情報提供が柔軟性・機動性をもって行えるのか不安である。

ADR については、現在国民生活センターが行っている業務に、自治体における紛争解決の指針を提示する機能が加わるということか。

国セン：中間整理の「3. 今後の方向性」について、運用の問題もあり、これで問題ないとは言い切れない。大丈夫かと言われたら、大丈夫であるとは言い切れない。現在でも、主務官庁である消費者庁に相談しており、自由になんでも発信できるということはない。施設等機関のクレジットによる情報発信を行い、国民生活センターの名称を残したいと思っているが、名称については現段階ではどうなるかわからないので、「〇〇センター」となっている。ADR については、

現在の業務に紛争解決の指針を提示する機能が追加されることになる。

顧問：施設等機関に準司法的機能である ADR を設置することは考えられない。時効の中断が ADR の最大の特徴である。そもそも ADR は民間が行うべきであり、国家行政組織法の 3 条委員会なら別だが、行政が ADR をやるべきではない。国民生活センターは独立行政法人であったから ADR が実施できたのであり、消費者庁と統合したら ADR 機能は外に出すべきであろう。

顧問：ADR 機能は確保してほしい。

顧問：「財産事案」「生命身体事案」という 2 つの分類の仕方は古いのではないか。どちらにも属さない第三分野を作ったらどうか。

顧問：予算の削減が行政改革や独立行政法人見直しの原点である。一元化した方がいいのか、独立を維持した方がよいのか、まずは予算等のシミュレーションを行う必要がある。統合化ありきで国セン職員を全員国家公務員にするにはきちんと説明責任を果たす必要がある。

国セン：仮に国民生活センターの職員が国家公務員になったとしてもラスパイレス指数が 100 に近いので人件費の面ではほとんどかわらない。

顧問：予算が同じであればいいということではなく、もっと合理化できないかというのが出発点ではないか。納税者に対する説明が果たされなければ、単に横滑りではないかという疑問が生じる。

国セン：ご指摘の通り、この議論は事業仕分けが発端である。タスクフォースの場で国民生活センターの事業の必要性を主張して国サイドで行う必要があるということまで押し戻した。まだ中間整理であり一元化も決まっていないので、予算面等についても含めこれからの議論になる。

顧問：中間整理に欠けている視点は予算である。予算のことが触れられていないので、予算削減をアピールした方がいい。もし、予算が増え

るとなれば、税金を投入するメリットを説明する必要がある。

顧 問：合理化したリソースを他に活用するということがセットで議論すべきではないか。

ADR機能を消費者庁に移管した場合に中立性を担保できるのかが大きな論点である。ぜひ議論を深めるべきである。

顧 問：一元化された場合、消費者問題を抱えている人に対してどのようなことが変わるのかということが中間整理に欠けている視点である。消費生活専門相談員資格と消費生活アドバイザーとの関係も欠けている。

国セン：消費者庁ができたことにより、今まで国民生活センターが行ってきた業務は本来消費者庁が行うべきではないかという論点が出てきて、現在一元化論が議論されている。

顧 問：現行の公務員制度システムの中で消費者問題の専門家を採用できるのか。採用後に専門化育成のためのジョブローテーションが組めるのか。会議体が色々あるが、公表までに何度も手続きを経なければならぬなら、時間がかかるのではないか。また、法を所管している消費者庁が法を後ろ盾に事業者に対して指導をすることになると、事業者側の姿勢も固くなるのではないか。消費者庁に一元化された際に法改正がされると思うが、その後継続しているADR案件はどうなるのか。

国セン：今後、そのような課題・論点がクリアしないといけないと思っている。事業者側の対応も厳しくなるのではないかという懸念もある。プロパー職員を育成する必要性は感じている。

顧 問：中間報告がここまでできていると、一元化の方向を前提に考えなければならぬのではないか。消費者庁の個人情報に関する体制を見る限り様々な個人情報保護問題に対応するのは困難であり、この機会に、社会保障・税に関わる番号制度で検討されている個人情報保

護の第三者機関に権限を移管することを検討すべきである。

国セン：消費者庁ではこれまで法改正が全く進んでいないと聞いている。

顧問：施設等機関に入るということは本当にいいのか。今まで施設等機関にあったものは国から切り離されてきた。施設等機関がそのまま存続する保障はない。

顧問：本課と施設等機関に分かれており、地方のセンターに対する支援は施設等機関が行うことになっているが、地方センターの支援は本課が行うべきではないか。

顧問：まだまだ考えなくてはならないことがあるが、ほぼこの内容で進んで行くのではないか、一元化の方向に舵を切っていく気がするが、慎重に行ってほしい。一元化のメリット・デメリット、消費者庁のイメージ図の具体例を示してほしい。

顧問：人事・組織の話がでないことには合併なんてできない。主張すべきことは主張すべきである。施設等機関になるのは危ない。

顧問：消費者庁長官の地方でできることは地方でやる、消費者行政についても国が関与すべきでないという姿勢には共感できない。

顧問：消費者教育が行き届いていないなかで、地方消費者行政の衰退は住民の意思であるとされることには納得できない。

国セン：本日は多くの貴重なご意見を賜り感謝する。今後の最終報告作成にかけて参考とさせていただきたい。

以上